

銀行等金融機関のデリバティブ取引の監査手続に関する実務指針

平成9年1月17日

改正 平成20年9月2日

最終改正 平成24年7月4日

日本公認会計士協会

I はじめに

本報告は、監査人が銀行等金融機関（銀行のほか、信用金庫などの協同組織金融機関等を含む。以下同じ。）が行っているデリバティブ取引の監査手続の実施に当たり特に留意すべき事項を明らかにするものである。

日本公認会計士協会は、デリバティブ取引の急速な拡大やそれに伴うリスクの増大に対応して、銀行等金融機関のデリバティブ取引の監査手続を実施するために特に留意すべき点を明らかにすることを目的として、平成9年1月17日付けで、銀行等監査特別委員会報告第3号「銀行等金融機関のデリバティブ取引の監査手続に関する実務指針」を公表した。

その後、証券・金融市場のグローバル化やデリバティブ取引の高度化・複雑化に伴う各種リスクの増大、我が国における金融商品に関する包括的な会計基準の整備、さらには平成18年6月に成立した「金融商品取引法」による内部統制報告制度等、銀行等金融機関のデリバティブ取引を巡る環境は大きく変わってきている。また、監査基準が順次改訂され、関連する実務指針が公表されるなど、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準の整備も進んでいる。このような状況に鑑み、それらとの整合性を図るため、平成20年に本報告の改正を行った。さらに、平成23年12月22日付けで新起草方針に基づく監査基準委員会報告書の最終報告書が公表されたことを踏まえて所要の改正を行った。

II 銀行等金融機関におけるデリバティブ取引

会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品会計実務指針」という。）第6項では、デリバティブとは、次のような特徴を有する金融商品であるとされている。

- (1) その権利義務の価値が、特定の金利、有価証券価格、現物商品価格、外国為替相場、各種の価格・率の指数、信用格付け・信用指数、又は類似する変数（これらは基礎数値と呼ばれる。）の変化に反応して変化する①基礎数値を有し、かつ、②想定元本か固定若しくは決定可能な決済金額のいずれか又は想定元本と決済金額の両方を有する契約である。

- (2) 当初純投資が不要であるか、又は市況の変動に類似の反応を示すその他の契約と比べ当初純投資をほとんど必要としない。
- (3) その契約条項により純額（差金）決済を要求若しくは容認し、契約外の手段で純額決済が容易にでき、又は資産の引渡しを定めていてもその受取人を純額決済と実質的に異ならない状態に置く。

銀行等金融機関において、デリバティブ取引は、為替変動、金利変動、価格変動等のリスク（相場変動リスク又はキャッシュ・フロー変動リスク）を減少させる目的（ヘッジ目的）で利用されることもあれば、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的（トレーディング目的）で行われることもある。ヘッジ取引のうち一定の要件を満たすものについては、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）に基づき、ヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益を同一の会計期間に認識し、ヘッジの効果を会計に反映させるヘッジ会計を行うことができる。

銀行等金融機関においては、預金業務、貸出業務等、不特定多数の顧客を対象とする金融業務を営むことから、小口多数の預金・貸出金等の金銭債権債務を有しており、これらの金銭債権債務の一部について、リスクの共通する金銭債権又は金銭債務をグルーピングした上で、ヘッジ対象を識別する場合がある。また、多数の外貨建金融資産又は外貨建金融負債を保有しており、業種特有の為替相場変動リスクの管理手法や通貨関連デリバティブの取引慣行等が認められる。このような銀行等金融機関特有の会計上及び監査上の取扱いとして、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）及び同第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）が定められている。

Ⅲ 重要な虚偽表示リスクを評価するに当たっての留意事項

銀行等金融機関において、デリバティブ取引は自己のALMポジションのヘッジ、トレーディング業務による収益獲得、顧客への商品提供などの目的で行われている。デリバティブ取引には市場リスク、信用リスク、流動性リスク等様々なリスクがあるが、デリバティブ取引の特性から現物商品に比べてリスクがより複雑で大きいため、銀行等金融機関のデリバティブ取引の利用目的や取引量によっては、デリバティブ取引に関する監査上のリスクが大きくなる場合がある。

監査計画を策定するに当たって、監査人は、重要な虚偽表示リスクを評価し、監査リスクを許容可能な低い水準に抑えるために、監査の基本的な方針を策定し、詳細な監査計画を作成することにより、適用すべき監査手続、その実施時期及び試査の範囲を決定する。

重要な虚偽表示リスクを評価するに当たっては、監査基準委員会報告書315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」（以下「監査基準委員

会報告書 315」という。)に基づいて判断することになるが、銀行等金融機関のデリバティブ取引に関する重要な虚偽表示リスクは、以下のような要因から、その取引方針、取引量、市場環境の動向、商品の複雑性等によっては、特別な検討を必要とするリスクに該当する可能性がある点に留意が必要である。特に、監査人は重要な虚偽表示リスクを識別し評価する際に、不正による重要な虚偽表示リスクを識別し評価しなければならないとされている(監査基準委員会報告書 240「財務諸表監査における不正」(以下「監査基準委員会報告書 240」)という。)第 24 項)。不正による重要な虚偽表示リスクであると評価したリスクは、特別な検討を必要とするリスクとして取り扱わなければならない(監査基準委員会報告書 240 第 26 項)。

- ① デリバティブ取引は取引の開始時において、取引に伴う当初純投資が不要であるか、又はほとんど必要としないため、トレーダー等の不正によるデリバティブ取引の隠蔽、又は誤謬によるデリバティブ取引の記録の失念等により、取引約定時にデリバティブ取引の認識がなされないリスクがある。
- ② デリバティブ取引は、他の金融商品に比べると相場変動による影響をより大きく受けやすく、貸借対照表上の計上額と比べてはるかに大きなリスクを生じさせる可能性がある。また、複数のデリバティブ取引を組み合わせることにより、リスクの特性がより複雑なものとなることがある。
- ③ 非上場デリバティブ取引の公正価値の測定に当たり、銀行等金融機関の内部において算定した価額を「合理的に算定された価額」とする場合、その算定に使用された測定モデルが不適切なことにより、合理的でない価額で測定されるリスクがある。また、市場でほとんど観察されない金利、ボラティリティ等の基礎数値をその算定に使用する、又は市場で入手可能な情報に基づき銀行等金融機関の内部で推定した基礎数値を使用する場合に、デリバティブ取引の評価において市場実勢から乖離した適切でない基礎数値が使用され、合理的でない価額で測定されるリスクがある。なお、我が国の一般に公正妥当と認められる企業会計の基準では、公正価値に相当する用語として「時価」が使用されている。
- ④ デリバティブ取引の種類、市場の状況によっては、デリバティブ取引を手仕舞う若しくは反対売買を行うことによりポジションを解消することができないリスク、又はポジションの解消が事実上不可能となる多額のコストがかかるリスクがある。また、デリバティブ取引の相手先の債務不履行により期待した経済的効果が得られない、又は不測の損失を被るリスクがある。
- ⑤ デリバティブ取引に関する法律が国によって異なること、新しいタイプの複雑なデリバティブ取引について法律の整備が不完全な場合があること等により、デリバティブ取引に関する権利義務関係が不明確となるリスクがある。
- ⑥ デリバティブ取引が貸出金、有価証券、預金等の金融商品に組み込まれている場合に、デリバティブ取引の認識が適切になされない、又は公正価値の測定が適切になされないリスクがある。

- ⑦ デリバティブ取引にヘッジ会計を適用する場合に、ヘッジ関係を文書で明確に指定する内部統制が存在しておらず、遡及的なヘッジ指定やヘッジ指定の取消しが行われるリスクがある。また、デリバティブ取引にヘッジ会計を適用した後に、市場の状況の変化、ヘッジ対象の変動等によりヘッジ会計の要件を充足しなくなったにもかかわらず、ヘッジ手段の有効性の検証手続又はヘッジ関係の管理が適切に行われずにヘッジ会計が適用され続けるリスクがある。
- ⑧ デリバティブ取引をヘッジ手段として連結会社間取引又は内部取引を行う場合に、その対外カバー取引が恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる基準を充足しないにもかかわらず、連結会社間取引及び内部取引（銀行法施行規則第13条の6の3の規定により特定取引勘定を設置する銀行が、銀行法施行規則等の規定に従い、銀行内における特定取引勘定とそれ以外の勘定との間で行う内部取引をいう。以下同じ。）から生じた収益及び費用の消去がなされない、すなわち、ヘッジ関係がなかったものとして処理されないリスクがある。

なお、デリバティブ取引に関する重要な虚偽表示リスクが、特別な検討を必要とするリスクであると判断した場合には、当該リスクに関連する統制活動を含む内部統制を理解しなければならない（監査基準委員会報告書315第28項）。監査人の理解には、デリバティブ取引に関連する規程の策定・決裁手続、職務分離体制、公正価値の測定方法、ヘッジ会計に関する手続、内部監査体制等についての理解が含まれる。その理解に基づき、デリバティブ取引に係る内部統制のデザインを評価し、これらが業務に適用されているかどうかについて評価することとなる（監査基準委員会報告書315第12項）。

IV 内部統制の有効性評価に当たっての留意事項

内部統制の有効性の評価に当たって監査人が実施する手続には、リスク評価手続としての内部統制の理解とリスク対応手続としての内部統制の運用状況の評価手続（以下「運用評価手続」という。）がある。

1. 内部統制の理解

デリバティブ取引に関する内部統制を理解するに当たり留意すべき事項には、例えば、以下のようなものがある。

(1) デリバティブ取引に関する統制環境の理解

① デリバティブ取引の利用方針の理解

監査人は、監査対象の銀行等金融機関のデリバティブ取引の利用状況を理解しなければならない。監査人が理解すべき事項には、利用するデリバティブ取引の種類、利用目的、取引量、上場と非上場の別、複雑なデリバティブ取引の有無等が含まれる。デリバティブ取引の利用状況の理解に当たっては、過去の監査経験から得られた情報だけでなく、経営者等への質問、取締役会等の議事録の閲覧、社内規程の閲覧、内部監査報告書の閲覧、月次財務諸表の検討、当期の主要なデリバティブ取引の契約書や取引処理手続の検討等により必要な情報を入手しなければならない。

銀行等金融機関のデリバティブ取引の利用状況は様々であるが、次のように大別することができる。

- a. 自己のALMポジションのヘッジのためだけに限定的にデリバティブ取引を行う場合
- b. 自己のALMポジションのヘッジのため、あるいは顧客のニーズに応じた定型的なデリバティブの提供を主体とし、自らは大きなポジションを取らない場合
- c. 世界の主要な金融市場においてデリバティブのマーケット・メーカーやトレーディングを行い、自ら複雑なデリバティブの開発も行う場合

監査人は、監査計画の策定に当たり、デリバティブ取引の全般的な利用状況を理解し、監査上重要なデリバティブ取引の種類を識別し、必要に応じ、デリバティブ取引について十分な知識を有する者に監査業務を担当させるように配慮しなければならない。複雑なデリバティブ取引や取組の手法を理解させるためには、これらの金融商品を分析する技術と経験を有する専門家の業務を利用することが特に必要となる場合もある。

② デリバティブ取引に関するリスク管理体制の理解

銀行等金融機関の監査計画の策定においては、リスク管理体制の理解が他の一般的な企業に比べて重要となる。特に、デリバティブ取引は、他の金融商品と比べると相場変動の影響をより大きく受けやすく、貸借対照表上の計上額と比べてはるかに大きなリスクを生じさせる可能性があることから、リスク管理体制を理解する重要性はより高いものとなる。リスク管理体制の理解は、内部統制の有効性評価に際して重要な考慮要素となるため、監査人は、例えば、以下の内容を含むリスク管理方針が設定され、取締役会等により承認されるとともに組織全体に周知されていることを確認することが想定される。

- ・ リスク管理に関する担当取締役及び取締役会等の役割・責任
- ・ リスク管理に関する職務分掌と職務権限（市場部門（フロント・オフィス）、事務管理部門（バック・オフィス）及びリスク管理部門（ミドル・オフィス）の厳格な区分と相互牽制体制の構築、内部監査人の関与）
- ・ リスクの認識、測定及び監視活動に関する方針（リスクの限度枠の設定を含む。）

なお、リスク管理体制の内部統制への影響を評価するに当たっては、(1)①に示した各銀行等金融機関のデリバティブ取引の利用状況を併せて考慮することが必要である。

(2) デリバティブ取引の実在性又は発生、網羅性等に関する統制活動の理解

デリバティブ取引の実在性又は発生、網羅性等に関する統制活動は、銀行等金融機関のデリバティブ取引の利用状況により異なるが、以下では、自己ポジションのヘッジ業務及び顧客への仲介業務を営む場合（(1)①のa.及びb.の場合）とトレーディング業務を営む場合とに大きく区分して留意点を示している。監査人は、

銀行等金融機関のデリバティブ取引の利用状況を理解した後に、その利用実態に応じた統制活動を理解しなければならない。

① 自己ポジションのヘッジ業務及び顧客への仲介業務を営む場合

自己ポジションのヘッジ業務及び顧客への仲介業務を営む銀行等金融機関における統制活動は、通常、取締役会等が決定した基本方針に沿った内部規程に定められている。

監査人が理解すべき統制活動には、通常、次のようなものが含まれる。

- ・ 個々のデリバティブ取引を行う目的を明確にするための手続
- ・ 取引することのできるデリバティブの種類の設定
- ・ 基本方針の範囲内でデリバティブ取引の執行・承認をする権限
- ・ 適切な職務分掌（相互牽制体制、例えば、承認及び取引確認手続の分離）
- ・ 取引部署から独立した者による確認書の入手

② トレーディング業務を営む場合

トレーディング業務を営む銀行等金融機関における統制活動は、通常、フロント・オフィスとバック・オフィス（ミドル・オフィスを含む。）の職務分離を基礎として整備されている。

監査人が理解すべき統制活動には、通常、次のような項目が含まれる。

- ・ フロント・オフィス、バック・オフィス及びミドル・オフィスの職務分掌（相互牽制体制）
- ・ デリバティブ取引に関する承認手続（取引実行、限度枠の超過、新規取扱商品など）
- ・ 各部門内における職務分掌
- ・ 取引処理、取引報告、取引確認、取引決済等の手続

(3) デリバティブの評価に関する統制活動の理解

デリバティブの評価に関する統制活動は、銀行等金融機関のデリバティブ取引の利用状況により異なるが、監査人が留意すべきものとしては、例えば、以下のようものが挙げられる。

- ・ 公正価値の測定方法の承認
- ・ 測定モデルの合理性、仮定の適切性の検証
- ・ 制度改正、測定技法の開発等に伴う変更手続

(4) デリバティブ取引に関する I T の利用及び統制の理解

デリバティブ取引に関する統制活動のうち、職務分掌（相互牽制体制）はシステム上のアクセス・セキュリティが基礎となり達成されていることが多いため、システムへのアクセス権限が、各担当者の職責に応じて正しく付与されていることが重要である。

また、デリバティブの測定モデルに基づく公正価値の測定に関する統制活動は、通常、I T の利用により自動化されていることが多いため、公正価値の測定プログ

ラムにおいて公正価値の測定に用いるデータの指定や計算ロジックが正しく設定されていることが重要である。

銀行等金融機関の規模にもよるが、上記の例のように、I Tを利用した統制活動が重要である場合には、I Tの専門家を積極的に活用して全般統制及び業務処理統制の評価を実施する。全般統制及び業務処理統制の例としては、以下のものが挙げられる。

① 全般統制

- ・ 定期的なユーザー I D点検
- ・ ユーザー I Dのパスワード管理
- ・ プログラムの改訂・更新作業に係る手続

② 業務処理統制

- ・ 職務分掌（相互牽制体制）に基づいたアクセス権限・制限
- ・ 入力情報の完全性、正確性、正当性等を確保するプログラム

2. 運用評価手続

銀行等金融機関のデリバティブ取引に関する内部統制の運用状況の有効性について運用評価手続を実施するに当たっては、特に以下のような点に留意する。

(1) 運用評価手続の種類決定に当たっての留意事項

銀行等金融機関のデリバティブ取引に関する統制活動については、一般的に自動化された部分も多く、特に以下のような点に留意して運用評価手続の種類を決定する必要がある。

① 自動化された内部統制に関しては、運用状況の有効性に関する証拠となる文書が利用可能でない場合もある。このような場合、運用状況の有効性に関する監査証拠は、質問と観察又はコンピュータ利用監査技法（CAAT）を用いる等のその他の監査手続を組み合わせることで実施することにより入手されることがある（監査基準委員会報告書 330「評価したリスクに対応する監査人の手続」（以下「監査基準委員会報告書 330」という。） A26 項）。

② I Tを利用した処理は一貫して行われるため、自動化された業務処理統制の業務への適用に関する監査証拠は、全般統制（特に、変更に関する内部統制）の運用状況の有効性に関する監査証拠と組み合わせるときに、業務処理統制の運用状況の有効性に関する監査証拠となることもある（監査基準委員会報告書 330 A30 項）。

(2) 運用評価手続の実施時期決定に当たっての留意事項

監査人は、運用評価手続が対象とする期間に基づいて、内部統制に依拠する期間を決定する。ある時点で内部統制が有効に運用されていることを確かめた場合、監査人は、その時点でのみ内部統制が有効に運用されていることに関する監査証拠を入手することになる。一方、ある期間にわたって内部統制が有効に運用されていることを確かめた場合、監査人は、その期間を通して内部統制が有効に運用されていることに関する監査証拠を入手することになる。

銀行等金融機関のデリバティブ取引に関する運用評価手続の実施時期の決定に当たっては、例えば、以下のような点に留意する。

① デリバティブの評価に関する内部統制を評価する場合のように、一時点だけに関係する監査証拠が監査人の目的を十分に満たしていると判断できる場合には、ある時点での内部統制が有効に運用されていることを確かめることになる（監査基準委員会報告書 330 A31 項）。

② ヘッジ有効性の評価に関する内部統制を評価する場合のように、内部統制が一定期間において有効に運用されていることに関する監査証拠を必要とする場合には、対象とする期間において内部統制が有効に運用されていることに関する監査証拠を入手できる運用評価手続が適切である（監査基準委員会報告書 330 A31 項）。

(3) 運用評価手続の実施範囲の決定に当たっての留意事項

内部統制の運用状況の有効性について、より確かな心証が得られる監査証拠が必要と判断する場合には、運用評価手続の範囲の拡大が適切なことがある（監査基準委員会報告書 330 A27 項）。

前述したとおり、銀行等金融機関のデリバティブ取引に関する統制活動については、一般的に自動化された部分も多く、プログラムの変更がなければ IT を利用した処理は一貫して行われることから、監査人が、自動化された内部統制に対する運用評価手続の範囲を拡大させる必要がない場合もある（監査基準委員会報告書 330 A28 項）。

一方、デリバティブ取引に関するリスクの監視活動やリスク管理の諸手続といったリスク管理体制に関する内部統制の運用評価手続の範囲を決定するに当たっては、内部統制への依拠の程度と同様に、依拠する期間における内部統制の実施頻度や監査対象期間のうち監査人が有効に運用されている内部統制に依拠する期間等を考慮することがあるとされている（監査基準委員会報告書 330 A27 項）。

なお、運用評価手続の実施範囲については、デリバティブ取引のリスクの特徴を十分に考慮するとともに、上記 IV 1. (1)①に示した各銀行等金融機関のデリバティブ取引の利用状況を併せて考慮することが必要である。

(4) デリバティブ取引の実在性又は発生、網羅性等に関する運用評価手続に関する留意事項

デリバティブ取引の実在性又は発生、網羅性等に関する内部統制を検討するに当たっては、例えば以下のようなリスクに留意する。

- ・ 締結したデリバティブが網羅的に計上されないリスク
- ・ 実在しないデリバティブが計上されるリスク
- ・ デリバティブの諸条件が正確に入力されないリスク

上記を踏まえ、銀行等金融機関によるデリバティブ取引が、IV 1. (2)にて説明されているデリバティブ取引に関する方針及び手続が適切に運用されていることを試査により確かめる。

例えば、ある一つの統制手続について、以下の運用評価手続を実施することが考えられる。

① 識別された内部統制

約定された取引について、バック・オフィスが直接に取引確認書を受け取る手続が存在し、受け取った取引確認書と銀行等金融機関の記録との差異が適時に調査される手続が存在する。

② 監査人が利用するアサーション

監査人は、この内部統制が監査対象期間にわたり有効に運用されていれば、デリバティブ取引が発生し（発生）、金額等が正確に記録されており（正確性）、また、期末において記録すべきデリバティブ取引がすべて記録されている（網羅性）とのアサーションを充足していることについての監査証拠を入手することができる。

③ 運用評価手続の種類

往査日におけるこの統制手続の実施状況を観察するとともに、期中の任意の日々（複数日）につき受け取った取引確認書等の文書や調整の記録を閲覧し、差異の内容やその調査手続等について質問する。

デリバティブ取引の実在性又は発生、網羅性等に関する運用評価手続の実施に当たっては、監査人が評価した重要な虚偽表示リスクに対応した内部統制として有効に運用されていることについて、十分かつ適切な監査証拠を入手しているかどうか留意する。

(5) デリバティブ取引の評価に関する運用評価手続に関する留意事項

デリバティブの評価に関する内部統制を検討するに当たっては、例えば、以下のようリスクに留意する。

- ・ 金利、為替等の市場データが測定モデルに正確に登録されないリスク
- ・ 測定モデルが正しく機能しないリスク
 - － モデル記述書が理論的に正しくないリスク
 - － 評価システム等への実装が正しく行われないリスク
 - － ユーザー部門がモデルを正しく使用しないリスク
- ・ 取引所、ブローカーが提供する公正価値が正確に登録されないリスク

上記を踏まえ、銀行等金融機関におけるデリバティブ取引の公正価値の測定方法が金融商品会計基準に準拠した公正価値の測定要領等として適切に文書化され、それが適切に運用されていることを試査により確かめる。

例えば、ある一つの統制手続について、以下の運用評価手続を実施することが考えられる。

① 識別された内部統制

公正価値の測定につき、バック・オフィス等が外部から直接入手した情報とフロント・オフィスとは独立した測定モデルから得た情報との調整を所定の方針に

従って適時に実施する手続が存在し、その結果、生じた差異について承認するプロセスが存在する。

② 監査人が利用するアサーション

監査人は、この内部統制が監査対象期間にわたり有効に運用されていれば、財務諸表に含まれるデリバティブ取引が適切な金額で記録され、公正価値の測定に係る修正が適切に記録されている（評価と期間配分）とのアサーションについての監査証拠を入手することができる。

③ 運用評価手続の種類

作成された調整表を閲覧し、記載内容をバック・オフィス等が外部から直接入手した情報及びフロント・オフィスとは独立した測定モデルから得られた情報と突合する手続を実施する。また、その調整結果について質問するとともに、調整結果に関する記録又は文書の閲覧により適切な承認を得ていることを確かめる。

なお、監査人は、デリバティブ取引の公正価値の測定に関する運用評価手続を実施するに当たって、専門的な技能又は知識が十分かつ適切な監査証拠を入手するのに必要かどうかを考慮しなければならない（監査基準委員会報告書 540 第 13 項及び同 620「専門家の業務の利用」A4 項）。

デリバティブ取引の公正価値の測定に関する運用評価手続の実施に当たっては、監査人が評価した重要な虚偽表示リスクに対応した内部統制として有効に運用されていることについて、十分かつ適切な監査証拠を入手しているかどうかに留意する。

V 実証手続の実施に当たっての留意事項

1. 実証手続の種類、実施時期及び実施範囲の決定

監査人は、取引種類、勘定残高、開示等の各々についてのアサーションに対し、重要な虚偽表示リスクに関する評価を利用して、実施すべき実証手続の種類、実施時期及び実施範囲を決定する必要がある。たとえ、取引種類、勘定残高、開示等についての特定のアサーションに関して、運用評価手続だけを実施することにより重要な虚偽表示リスクを許容可能な低い水準に抑えることが可能であると判断できたとしても、重要な取引種類、勘定残高、開示等の各々に対して実証手続を立案し実施しなければならない（監査基準委員会報告書 330 第 17 項）。

(1) 実証手続の種類の決定に当たっての留意事項

一般的に、デリバティブ取引に対する分析的手続は、企業の事業活動等についての情報を与えるかもしれないが、それ自体、デリバティブ取引に関する各々のアサーションについて十分な証拠をもたらすものにはならない。デリバティブの公正価値は、様々な要因により変動し、取引量や取引条件からデリバティブ取引の貸借対照表価額（すなわち公正価値）及びデリバティブ取引から生じる収益及び費用を推定することは困難であるからである。したがって、デリバティブ取引に対する実証手続としては、通常、詳細テストを実施する。

なお、重要な虚偽表示リスクを識別し評価する基礎を得るためのリスク評価手続及び監査の最終段階においては、分析的手続を実施しなければならない（監査基準委員会報告書 315 第 5 項、同 520「分析的手続」第 5 項）が、銀行等金融機関のデリバティブ取引に関しては、以下のような手続が有効と考えられる。

- ・ リスク管理に関する資料と財務諸表項目との比較
- ・ ヘッジ対象の損益（実現損益又は評価損益）とヘッジ手段となるデリバティブ取引から生じた損益との比較

(2) 実証手続の実施時期の決定に当たっての留意事項

監査人は、期末日前を基準日として実証手続を実施し、その結果を期末日まで更新して利用することができるが、その場合は、残余期間について実証手続と運用評価手続を組み合わせる実施するか、監査人が十分と判断する場合、実証手続のみを実施することとなる（監査基準委員会報告書 330 第 21 項）。

デリバティブ取引に関する実証手続の実施時期の決定に当たっては、以下の点に留意する。

- ① 多数のデリバティブ取引を行っている銀行等金融機関において、期末日前を基準日として実証手続を実施し、その結果を期末日まで更新して利用するためには、残余期間に関して実証手続のみ実施することでは関連するリスクに対応することができない場合が多いと考えられる（監査基準委員会報告書 315 A123 項）。その場合は、関連する内部統制について運用評価手続を実施するか、又は期末日の残高に対して実証手続を実施することとなる。
- ② デリバティブ取引に関する実証手続を期末日前を基準日として実施し、その結果を期末日まで更新して利用するために、残余期間について分析の実証手続を立案する場合、期末日現在の取引種類又は勘定残高に関し、その金額、相対的な重要性及び構成内容を合理的に予測できるかどうかを考慮する（監査基準委員会報告書 330 A56 項）が、前述(1)のとおり、デリバティブ取引に対する分析の実証手続は実施困難であることが多い。その場合は、残余期間について詳細テストを実施するか、又は期末日の残高に対して実証手続を実施することとなる。
- ③ デリバティブ取引に関して、意図的な虚偽表示又は利益操作など、不正による重要な虚偽表示リスクがあると識別した場合は、そのリスクに対応するため、期末日又は期末日近くの残高に対して実証手続を実施することを検討する（監査基準委員会報告書 330 A11 項）。さらに、実施する監査手続の種類、時期及び範囲の選択に当たって、企業が想定しない要素の組み込みについても検討を行う（監査基準委員会報告書 240 第 28 項、A34 項）。

(3) 実証手続の範囲の決定に当たっての留意事項

重要な虚偽表示リスクの程度が高くなるほど監査手続の範囲は拡大する（監査基準委員会報告書 330 A15 項）。また、重要な虚偽表示リスクの評価では内部統制が考慮されているため、運用評価手続の結果が意図したとおりでない場合、実証手続の範囲を拡大する必要性が生じることがある（監査基準委員会報告書 330 A45 項）。

例えば、デリバティブ取引の評価に関して、標準的な為替予約や金利スワップ取引と、契約条件が複雑である、あるいは、流動性が乏しいなど、見積りの不確実性が高いデリバティブ取引とでは重要な虚偽表示のリスクの程度は異なることがある。また、デリバティブ取引の評価に影響するものであっても、取引条件等のデータの正確性と、測定モデルの妥当性とは、重要な虚偽表示のリスクの程度は異なることがある。

2. アサーションに対応する実証手続

(1) 実在性又は発生

デリバティブ取引の実在性に係るアサーションは、財務諸表に表示されているデリバティブ取引が貸借対照表日に実際に存在するということである。デリバティブ取引の発生に係るアサーションは、損益又はキャッシュ・フローの一部として財務諸表に表示されているデリバティブ取引が発生し企業に関係しているということである。

デリバティブ取引の実在性又は発生に係るアサーションに対する実証手続の例として、以下のものが挙げられる。

- ・ 取引相手又はブローカーに対する確認
- ・ デリバティブ取引に係る取引確認書又は契約書の閲覧
- ・ 決算日後のデリバティブ取引の決済に関する証拠資料の閲覧

(2) 権利と義務

デリバティブ取引の権利と義務に係るアサーションは、銀行等金融機関が財務諸表に表示されているデリバティブ取引に係る権利と義務を有しているということである。

デリバティブ取引の権利と義務に係るアサーションに対する実証手続の例として、以下のものが挙げられる。

- ・ 取引相手に対する重要な契約条件の内容の確認
- ・ 取締役会議事録や契約書の閲覧等、他の監査手続によって発見されたデリバティブ取引に関連する事項の検討

(3) 網羅性

デリバティブ取引の網羅性に係るアサーションは、銀行等金融機関が契約したすべての記録すべき又は開示すべきデリバティブ取引が財務諸表に表示されているということである。

多数のデリバティブ取引を行っている銀行等金融機関においては、実証手続のみにより入手した監査証拠では、デリバティブ取引の網羅性に係る重要な虚偽表示リスクを許容可能な低い水準に抑えることが不可能又は実務的でないことが多い。デリバティブ取引の網羅性に係る実証手続の範囲は、運用評価手続の結果により再評価された重要な虚偽表示リスクの水準に応じて決定するが、運用評価手続の結果が意図したとおりでない場合、実証手続の範囲を拡大することによって十分かつ適切な監査証拠を入手することができるかどうか、慎重に検討する。

デリバティブ取引の網羅性に係るアサーションに対する実証手続の例として、以下のものが挙げられる。

- ・ デリバティブ取引に係る取引確認書又は契約書の閲覧
- ・ 取引相手に対するデリバティブ取引に関する情報の提供依頼（確認項目に関する金額又は他の情報を記入しないブランク確認状の送付）
- ・ かつてデリバティブ取引を頻繁に行っていたが、現在の帳簿上には取引記録がない取引相手に対する、デリバティブ取引の有無の確認
- ・ 金融商品その他の契約に潜在するデリバティブ取引の有無の検討
- ・ 決算日後のデリバティブ取引の決済に関する証拠資料の閲覧
- ・ 取締役会議事録、ALM委員会等の議事録の閲覧

(4) 評価

デリバティブ取引の評価に係るアサーションは、財務諸表に表示されている金額が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して測定又は開示されているということである。

デリバティブ取引には、先物取引や上場オプション取引のように、取引所の相場があるものと、先渡取引、非上場オプション取引、スワップ取引のように、原則として相対取引であるため、取引所の相場がないものがある。取引所の相場がない非上場デリバティブ取引の公正価値は、一般に、①インターバンク市場、ディーラー間市場、電子売買取引等の随時決済・換金ができる取引システムでの気配値による方法、②割引現在価値による方法又は③オプション価格モデルによる方法を用いて算定される（金融商品会計実務指針第102項）。

取引所に上場されているデリバティブ取引及びインターバンク市場、ディーラー間市場、電子売買取引等の随時決済・換金ができる取引システムで取引されているデリバティブ取引の評価に係るアサーションに対する実証手続の例としては、取引所の相場やインターバンク市場等での気配値の資料の閲覧が挙げられる。

割引現在価値による方法及びオプション価格モデルによる方法を含む合理的に算定された価額によるデリバティブ取引の評価に係るアサーションに対する実証手続の例としては、以下のものが挙げられる。

- ・ 測定モデルが対象となるデリバティブ取引に適切であるかどうかの評価（測定モデルが合理的なものであることの評価も含む。）
- ・ 測定モデルに使用された金利、為替相場、ボラティリティ等の観察可能な入力数値とこれらの客観性を立証する資料との照合
- ・ 測定モデルに使用された仮定及び観察不能な入力数値の合理性及び適切性の検討
- ・ 信用リスク、流動性リスク等に関連したデリバティブ取引の評価の修正の必要性及び適切性の検討

例えば、信用状態が悪化している取引先との非上場デリバティブ取引に重要な評価益（取引先の評価損）が発生している場合、公正価値の測定に信用リスクが適切に反映されていることを確認する。

- ・ 監査人又は監査人が契約した外部専門家が開発した測定モデルにより算定された価額との比較
- ・ 直近の取引価額との比較
- ・ 対象となるデリバティブ商品のマーケットメーカーであるその他のブローカー、ディーラー又は第三者評価機関等から入手した公正価値との比較
- ・ デリバティブ取引の価値に影響する市場条件を含む、基礎数値と仮定の変動に対する評価の感応度の検討
- ・ 決算日後のデリバティブ取引の決済に関する証拠資料の閲覧

さらに、測定モデルが継続して使用されているかどうか、変更があった場合には、測定の精度を高めるものかどうかを検討する。

測定モデルの適切性及びモデルに使用された各基礎数値と仮定の適切性を評価するには、測定技法、デリバティブの価値に影響する市場要因等について、相当の判断と知識が必要とされる。したがって、測定モデルにより算定された価額の妥当性についての実証手続に専門家の業務を利用することを検討する。

取引所に上場していない非上場デリバティブ取引は、上場デリバティブ取引に比較して、潜在的に高い信用リスク及び流動性リスクを有している。銀行等金融機関が測定モデルを利用して非上場デリバティブ取引の公正価値を測定している場合は、①測定モデルで使用する基礎数値や仮定のわずかな変化により測定される公正価値が大きく変化することがあること及び②異常な市場の状況では測定モデルにより算定された価額が適切な公正価値とならない可能性があることに留意する。

銀行等金融機関がブローカー、ディーラー等から入手した価額を公正価値として採用している場合、当該ブローカー、ディーラー等が適切な公正価値を算定する能力を有していること、その測定技法、取引相手と銀行等金融機関との利害関係の有無に関する情報の入手を検討する。

なお、銀行等金融機関であっても、取引相手の金融機関やブローカー等から入手した価格を公正価値として使用することができるが、入手した公正価値の使用についての責任は銀行等金融機関の経営者にあること、監査人は評価人としての機能を果たさないこと、監査人の判断は経営者の判断の代用とはならないことに留意する。

取引慣行が成熟していない一部のクレジット・デリバティブ、ウェザー・デリバティブ等で公正な評価額を算定することが極めて困難と認められるデリバティブ取引については、取得価額をもって貸借対照表価額とすることとされている（金融商品会計実務指針第 104 項）が、銀行等金融機関が合理的に算定された価額を得ることができる場合は、当該価額をもって貸借対照表価額とすることになる。

そのようなデリバティブ取引の評価の妥当性についての実証手続に当たっては、特別な注意を払い、以下の事項に留意する。

- ・ 基礎となる契約の条件に関して法的な前例がないことがある。その場合、それらの条件の法的有効性を評価することが困難となる。
- ・ 当該デリバティブ取引の固有のリスクに精通している管理者の数が少ないことがある。その場合、虚偽表示が発生するリスクが高くなり、虚偽表示を防止するか又は適時に発見し是正する内部統制を確立することが困難となる。
- ・ 当該デリバティブ取引が開発されてから経済循環が一巡していないため、以前から行われているデリバティブ取引と同じ程度の確実性をもって価格を評価することが困難なことがある。

一方、取得価額をもって貸借対照表価額としているデリバティブ取引については、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められるという経営者の判断を評価しなければならない。

(5) 表示と開示

デリバティブ取引の表示と開示に係るアサーションは、財務諸表におけるデリバティブ取引の分類、表示及び開示が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているということである。

デリバティブ取引の表示と開示に係るアサーションに対する実証手続としては、所定の諸基準・諸法令に準拠して適正になされているか確かめることになるが、その実施に当たっては、以下の点に留意する。

- ① 経営者が採用した会計方針が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して継続的に適用されているかどうか。
- ② 会計方針の選択及び適用方法が会計事象や取引を適切に反映するものであるかどうか。
- ③ 財務諸表（注記を含む。）は、それを利用、理解及び解釈する上で重要な事項について有益な情報を提供しているかどうか。
- ④ 財務諸表に開示されている情報は、表示方法に関する法令の範囲内で、適切なレベルで分類又は要約されているかどうか。

3. 確認

確認は、通常、デリバティブ取引において重要な実証手続の一つとして実施される。デリバティブ取引は、一般的に固有のリスクが高いことから、確認の方法は積極的確認の方法によることが望ましい。

デリバティブ取引に係る確認の実施に当たっては、以下の事項を確認できるように留意する。

- ・ 取引相手の名称
- ・ デリバティブ取引の種類、契約内容（例えば、金利スワップ取引については、想定元本、契約期間、交換する固定金利及び変動金利の基礎となっているインデックス、金利改定のインターバル等）

- ・ 取引番号（監査対象銀行等金融機関のもの及び取引相手のもの）

確認によって、デリバティブ取引に係る種々のアサーションに適合する監査証拠を入手することができる。監査人は、確認の実施を計画している特定のアサーションに適合するように確認状を作成しなければならない。デリバティブ取引の網羅性に係るアサーションに対応する実証手続として確認を実施する場合には、確認依頼に金額（又は情報）を記載せず、確認回答者に金額の記入や他の情報の提供を依頼する方法で実施することを検討する（監査基準委員会報告書 505「確認」（以下「監査基準委員会報告書 505」という。）A5 項）。

確認すべき内容を決定するに当たっては、確認すべき内容が回答者にとって容易に確認できる項目であるかどうかを検討しなければならない。例えば、銀行等金融機関の顧客は一般的に、デリバティブ取引の実在性については確認することができるが、デリバティブ取引の公正価値についての回答を期待することはできない。銀行等金融機関と確認先との取引関係を理解することが重要である。

確認先が他の銀行等金融機関やブローカー等である場合には、以下の事項を確認の対象とすることができる場合がある。

- ・ 測定額の妥当性又は測定における仮定についての情報
- ・ デリバティブ取引に係る権利と義務に影響を与える付随契約等の有無

なお、積極的確認に対する回答を得られなかった場合には、適合性と証明力のある監査証拠を入手するための代替的な監査手続を実施しなければならないことに留意する（監査基準委員会報告書 505 第 11 項）。

VI ヘッジ取引に対する追加的留意事項

ヘッジ取引については、ヘッジ指定の方法や文書化、ヘッジ有効性の判定方法等が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかについての監査証拠を入手することが必要となる。この場合、ヘッジ取引に関する運用評価手続は、ヘッジ会計の要件の充足に関する実証手続にも関連するため、二重目的テスト（監査基準委員会報告書 330 A22 項）により監査証拠を入手することが考えられる。ヘッジ取引に関する監査手続を実施するに当たっては、以下の事項に留意して監査手続を立案する。

1. ヘッジ会計の要件

金融商品会計基準では、ヘッジ取引が企業のリスク管理方針に従ったものであることが、ヘッジ取引時に、次のいずれかによって客観的に認められることをヘッジ会計の適用要件の一つとして定めている（金融商品会計基準第 31 項(1)）。

- ① 当該取引が企業のリスク管理方針に従ったものであることが、文書により確認できること
- ② 企業のリスク管理方針に関して明確な内部規程及び内部統制組織が存在し、当該取引がこれに従って処理されることが期待されること

多数のヘッジ取引を行っている銀行等金融機関においては、一般的に、個別のヘッジ取引とリスク管理方針との関係を具体的に文書化することは困難であり、上記②の

ように、リスク管理に関する内部規程及び内部統制組織が適切に運用され、ヘッジ取引がそれに従って処理されていることが必要である（金融商品会計実務指針第 145 項）。

金融商品会計基準では、さらに、ヘッジ取引時以降において、ヘッジ対象とヘッジ手段の損益が高い程度で相殺される状態又はヘッジ対象のキャッシュ・フローが固定されその変動が回避される状態が引き続き認められることによって、ヘッジ手段の効果が定期的に確認されていることをヘッジ会計の適用要件として定めている（金融商品会計基準第 31 項(2)）。

監査人は、金融商品会計基準に定められたヘッジ会計の要件を満たしているかどうかを立証する監査証拠を入手しなければならないが、これらの監査証拠は、通常、内部統制のデザイン及びこれらが業務に適用されているかどうかについての評価の過程で入手される。ヘッジ会計の要件として求められる内部統制（金融商品会計実務指針、業種別監査委員会報告第 24 号及び業種別監査委員会報告第 25 号においてヘッジ会計の適用が認められる条件として記載されている内部統制に関する事項）の不備が発見された場合には、ヘッジ会計が認められないものとして、その財務諸表への影響を検討しなければならない。その影響に質的又は金額的な重要性があると認められる場合には、会計処理を修正したとしても、当該不備は開示すべき重要な不備に該当するものと判断され、その内容を、経営者に報告して是正を求めるとともに、当該開示すべき重要な不備の内容を経営者に報告した旨を、取締役会及び監査役又は監査委員会に報告しなければならないことに留意する（「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」Ⅲ. 4. (3)①）。

2. 予定取引により発生が見込まれる資産又は負債をヘッジ対象とするヘッジ取引

金融商品会計基準（注 12）における「契約は成立していないが、取引予定時期、取引予定物件、取引予定量、取引予定価格等の主要な取引条件が合理的に予測可能であり、かつ、それが実行される可能性が極めて高い取引」に該当するか否かを経営者が判断する際には、例えば、以下の項目を総合的に吟味する必要がある（金融商品会計実務指針第 162 項）。

- ① 過去に同様の取引が行われた頻度
- ② 企業が当該予定取引を行う能力を有しているか
- ③ 当該予定取引を行わないことが企業に不利益をもたらすか
- ④ 当該予定取引と同等の効果・成果をもたらす他の取引がないか
- ⑤ 当該予定取引発生までの期間が妥当か
- ⑥ 予定取引数量が妥当か

銀行等金融機関が予定取引により発生が見込まれる資産又は負債をヘッジ対象とするヘッジ取引を行っている場合、監査人は、当該予定取引の主要な取引条件が合理的に予測可能であり、かつ、それが実行される可能性が極めて高い取引であるという経営者の判断を評価しなければならない。

3. 連結会社間取引及び内部取引

業種別監査委員会報告第 24 号 3. (2) 及び業種別監査委員会報告第 25 号 3. では、ヘッジ手段として指定されている連結会社間取引及び内部取引について、「恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準（例えば、必ず 3 営業日以内に内部取引と同条件のカバー取引を実施すること等）を定め、当該基準に従った運営を行うことを条件として、連結会社間取引及び内部取引から生じた収益及び費用を消去しなかった場合でも、監査上妥当な会計処理を行ったものとして取り扱うことができるものとする。」と定めている。この場合、対外カバー取引の基準が恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められるものであるかどうかは、連結会社間取引及び内部取引を消去し、対外カバー取引をヘッジ手段とした場合であっても、ヘッジ対象とヘッジ手段の損益が高い程度で相殺される状態又はヘッジ対象のキャッシュ・フローが固定されその変動が回避される状態が引き続き認められるかどうかという観点から判断することに留意する。

VII 経営者確認書

監査人は、必要と判断した事項について、経営者から書面（以下「経営者確認書」という。）をもって確認しなければならない（監査基準第三. 三. 9）。そのため、財務諸表又は財務諸表における特定のアサーションに関連する他の監査証拠を裏付けるため、経営者確認書を入手する必要があると判断した場合、当該確認事項についての経営者確認書を提出するように要請しなければならない（監査基準委員会報告書 580「経営者確認書」（以下「監査基準委員会報告書 580」という。）第 12 項）。デリバティブに関連して経営者確認書に記載を求める事項の例としては、次のような事項が考えられる。

(1) デリバティブ取引の網羅性、実在性等に対する経営者の見解

銀行等金融機関がデリバティブ取引を行っている場合には、当該デリバティブ取引が当該銀行等金融機関のリスク管理方針に従っていること、会計記録に適切に記録されていること、財務諸表等に適切に計上又は注記していることについて、経営者確認書に記載を求めることが考えられる（記載例は監査基準委員会報告書 580 付録 2）。

(2) デリバティブの公正価値の測定方法と重要な仮定に関する経営者の見解

銀行等金融機関が保有する非上場デリバティブ取引に重要性がある場合や公正価値の見積りが経営者の意思や判断に依存している場合など、状況に応じて経営者確認書に記載を求めることが考えられる（記載例は監査基準委員会報告書 580 付録 2）。

(3) ヘッジ有効性に関する経営者の見解

業種別監査委員会報告第 24 号に従い、金融商品会計実務指針と異なる取扱いを適用している場合など、金融商品会計基準への準拠性に関する経営者と監査人との間の解釈の曖昧さや誤解を避けるため、必要に応じて経営者確認書に記載を求めることが考えられる。

（記載例）

ヘッジ会計を適用している取引については、ヘッジ対象とヘッジ手段（連結会社間取引又は内部取引の場合はその対外カバー取引）の損益が高い程度で相殺される状態又はヘッジ対象のキャッシュ・フローが固定されその変動が回避される状態が引き続き認められると判断しております。

- (4) ヘッジ対象としている予定取引の重要な取引条件の予測可能性及び実行可能性に関する経営者の見解

予定取引の重要な取引条件の予測可能性及び実行可能性は経営者の意思や判断に依存しているため、予定取引をヘッジ対象とするヘッジ取引に重要性がある場合や発生までの期間が1年以上である予定取引をヘッジ対象としている場合など、状況に応じて経営者確認書に記載を求めることが考えられる。

(記載例)

ヘッジ会計の適用において、ヘッジ対象としている予定取引は、未履行の確定契約に係る取引及び、契約は成立していないが、取引予定時期、取引予定通貨、取引予定量、取引予定金利等の主要な取引条件が合理的に予測可能な取引であり、それらが実行される可能性は極めて高いと判断しております。

VII 適用

1. 「銀行等監査特別委員会報告第3号「銀行等金融機関のデリバティブ取引の監査手続に関する実務指針」の改正について」（平成20年9月2日）は、平成20年9月2日以後終了する事業年度に係る監査及び中間会計期間に係る中間監査から適用する。
2. 「銀行等監査特別委員会報告第3号「銀行等金融機関のデリバティブ取引の監査手続に関する実務指針」の改正について」（平成24年7月4日）は、平成25年3月31日以後終了する事業年度に係る監査及び中間会計期間に係る中間監査から適用する。

以 上